

愛媛県漁業の地位 (R5)

区 分	単 位	全 国		愛 媛		全国シェア (%)		全国順位		上 位 5 県				
		R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
漁業経営体数	経営体	65,662	61,380	2,736	3,497	4.2	5.7	5	-	北海道	長崎	青森	岩手	愛媛
個人漁業経営体	経営体	61,388	57,440	2,558	-	4.2	-	6	-	北海道	長崎	青森	岩手	沖縄
団体経営体	経営体	4,274	3,930	178	-	4.2	-	5	-	北海道	兵庫	長崎	鹿児島	愛媛
漁業就業者数	人	121,389	123,100	4,761	4,960	3.9	4.0	7	-	北海道	長崎	青森	宮城	岩手
漁船隻数	隻	191,208	196,441	8,551	8,768	4.5	4.5	6	6	北海道	長崎	三重	岩手	宮城
海面漁業・養殖業生産量	トン	3,777,920	3,862,831	136,571	129,276	3.6	3.3	6	6	北海道	長崎	宮城	茨城	静岡
海面漁業	トン	2,926,411	2,950,992	74,096	65,018	2.5	2.2	10	11	北海道	長崎	茨城	宮城	静岡
海面養殖業	トン	851,509	911,839	62,475	64,258	7.3	7.0	4	5	北海道	広島	宮城	愛媛	兵庫
魚類養殖計	トン	243,361	237,428	59,846	61,430	24.6	25.9	1	1	愛媛	鹿児島	高知	長崎	大分
ぶり類	トン	123,502	113,863	16,733	17,091	13.5	15.0	2	2	鹿児島	愛媛	大分	宮崎	高知
まだい	トン	67,257	68,088	37,893	38,604	56.3	56.7	1	1	愛媛	熊本	高知	三重	長崎
くろまぐろ	トン	16,200	20,526	1,487	2,058	9.2	10.0	5	3	長崎	高知	鹿児島	三重	愛媛
しまあじ	トン	4,710	4,488	2,524	2,170	53.6	48.4	1	1	愛媛	熊本	高知	大分	長崎
ひらめ	トン	1,722	1,842	261	269	15.2	14.6	3	3	大分	鹿児島	愛媛	長崎	宮崎
のり類	生重量トン	201,011	232,490	2,022	2,197	1.0	0.9	12	12	兵庫	佐賀	熊本	福岡	宮城
真珠	kg	12,298	12,768	3,673	4,058	29.9	31.8	2	2	長崎	愛媛	三重	熊本	大分
真珠母貝	トン	515	458	325	277	63.1	60.5	1	1	愛媛	長崎	高知	-	-
海面漁業・養殖業産出額	億円	15,241 (15,467)	14,347 (14,569)	1,086 (x)	979 (996)	7.1	6.8	3	3	北海道	長崎	愛媛	宮城	鹿児島
海面漁業	億円	9,510	9,136	237	186	2.5	2.0	10	14	北海道	長崎	宮城	静岡	青森
海面養殖業	億円	5,731 (5,956)	5,211 (5,433)	849 (x)	793 (810)	14.8	15.2	1	1	愛媛	鹿児島	長崎	北海道	熊本
魚類養殖	億円	3,097	2,997	739	709	23.9	23.7	1	1	愛媛	鹿児島	長崎	高知	大分
ぶり類	億円	1,398	1,338	189	201	13.5	15.0	2	3	鹿児島	愛媛	大分	宮崎	高知
まだい	億円	724	652	439	392	60.6	60.1	1	1	愛媛	熊本	高知	三重	和歌山
くろまぐろ	億円	536	602	46	61	8.6	10.1	5	3	長崎	高知	鹿児島	三重	愛媛
しまあじ	億円	90	76	48	36	53.3	47.4	1	1	愛媛	熊本	大分	高知	長崎
ひらめ	億円	33	33	5	5	15.2	15.2	2	3	大分	愛媛	鹿児島	長崎	宮崎
のり類	億円	1,083	820	7	6	0.6	0.7	12	11	兵庫	佐賀	福岡	熊本	宮城
真珠	億円	280	181	96	72	34.3	39.8	2	1	長崎	愛媛	三重	熊本	大分
真珠母貝	億円	9	6	7	4	81.3	73.7	1	1	愛媛	長崎	高知	-	-

注:1 海面養殖業の生産量には魚類種苗、真珠母貝は含まない。  
 2 内水面漁業・養殖業は含まない。  
 3 全国順位には、都道府県別に取りまとめを行っていない捕鯨業を含んでいない。  
 4 漁船隻数は海面における漁船法適用の登録漁船(動力漁船のすべてと1トン以上の無動力漁船)と漁船登録を要しない1トン未満の無動力漁船。  
 5 遊漁船は除く(ただし兼業として遊漁に従事するものは含む)。  
 6 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。  
 7 ( )内は種苗生産額を含む。令和5年の愛媛県は数値非公表